

第4期・令和6年度実施 中間評価要項及び新規認定要項の概要

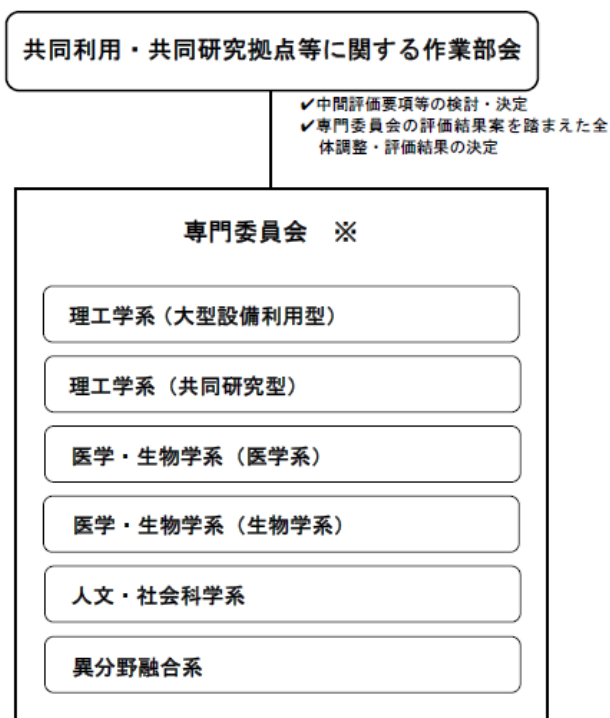
中間評価要項の概要

1. 中間評価の対象

令和5年度現在、認定されている全ての拠点等を対象とする。

2. 中間評価の実施体制

研究分野等に応じた専門的かつ公正な審議を行うため、作業部会の下に専門委員会を設けて中間評価を実施する。



※ 各専門委員会の構成については、第4期の拠点申請の数・内容に応じて適切なものとする。

3. 中間評価の目的等

各拠点等の活動状況や成果、研究者コミュニティの意向を踏まえた取組が適切に行われているかなどを確認し、拠点等の目的が十分達成されるよう適切な助言を行うことで、今後の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開に資することを目的として中間評価を実施する。その際、第3期から継続して認定を受けた拠点等については、前期の期末評価結果のフォローアップを実施する。

なお、令和7年度から国際拠点の認定を希望する拠点等については、今回の中間評価の結果も踏まえつつ、国際拠点等の認定候補を決定することとする。

【言葉の定義】 ※次頁も同様

拠点：共同利用・共同研究拠点

国際拠点：国際共同利用・共同研究拠点

拠点等：共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点

中間評価要項の概要

4. 評価区分

- S : 拠点としての活動が活発に行われており、共同利用・共同研究を通じて特筆すべき成果や効果が見られ、関連コミュニティへの貢献も多大であったと判断される。
- A : 拠点としての活動は概ね順調に行われており、関連コミュニティへの貢献もあり、今後も、共同利用・共同研究拠点を通じた成果や効果が期待される。
- A- : 拠点としての活動は概ね順調に行われているが、作業部会からの助言や関連コミュニティからの意見等を踏まえた適切な取組が期待される。
- B : 拠点としての活動は行われているものの拠点の規模等と比較して低調であり、作業部会からの助言や関連コミュニティからの意見等を踏まえた適切な取組が必要と判断される。
- C : 拠点としての活動が十分とは言えず、認定の基準に適合していない状況にあると判断される。
(なお、「C」の評定は、評価結果の決定後、認定の取消についての審議において考慮される。)

(評価区分の割合の目安(※))

- S … 20%程度
- A … 50%程度
- A-、B、C … 30%程度

(※) 観点別評価を絶対評価で行った後に、全体評価を行う。全体評価に際して、当該評価区分の割合 (S・A・A-、B及びCの割合) は弾力的に運用する。

【参考】専門委員会別の拠点数と評価区分の目安 (第4期中間評価実績)

※以下は、中間評価要項に記載なし

総合評価		拠点数	理工学系 (大型設備利用型)	理工学系 (共同研究型)	医学・生物学系 (医学系)	医学・生物学系 (生物学系)	人文・社会科学系	異分野融合系	国際共同利用・共同研究拠点
			78	12	20	17	11	7	5
S	20%	16(20.5%)	3(25.0%)	2(10.0%)	5(29.4%)	2(18.2%)	1(14.3%)	0(0.0%)	3(50.0%)
A	50%	47(60.3%)	5(41.7%)	12(60.0%)	8(47.1%)	8(72.7%)	6(85.7%)	5(100.0%)	3(50.0%)
A-	30%	15(19.2%)	4(33.3%)	6(30.0%)	4(23.5%)	1(9.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
B									
C									

国立大学における共同利用・共同研究拠点等の中間評価について

○文部科学省HPにおいて公表（令和6年10月31日決定）

「共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の第4期中期目標期間における中間評価について（国立大学）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kyoten/1410089_00014.htm

第4期中期目標期間における中間評価結果

＜参考＞

評価区分		計 / 専門委員会等名	理工学系 (大型設備 利用型)	理工学系 (共同研究型)	医学・生物学系 (医学系)	医学・生物学系 (生物学系)	人文・社会科学 系	異分野融合系
S	拠点としての活動が活発に行われており、共同利用・共同研究を通じて特筆すべき成果や効果が見られ、関連コミュニティへの貢献も多大であったと判断される。	16	4 (内、 国際拠点が1)	3 (内、 国際拠点が1)	6 (内、 国際拠点が1)	2	1	0
A	拠点としての活動は概ね順調に行われており、関連コミュニティへの貢献もあり、今後も、共同利用・共同研究拠点を通じた成果や効果が期待される。	47	6 (内、 国際拠点が1)	14 (内、 国際拠点が2)	8	8	6	5
A-	拠点としての活動は概ね順調に行われているが、作業部会からの助言や関連コミュニティからの意見等を踏まえた適切な取組が期待される。	15	4	6	4	1	0	0
B	拠点としての活動は行われているものの拠点の規模等と比較して低調であり、作業部会からの助言や関連コミュニティからの意見等を踏まえた適切な取組が必要と判断される。	0	0	0	0	0	0	0
C	拠点としての活動が十分とは言えず、認定の基準に適合していない状況にあると判断される。(なお、「C」の評価は、評価結果の決定後、認定の取消についての審議において考慮される。)	0	0	0	0	0	0	0
計		78	14	23	18	11	7	5

第3期 期末評価結果 (R3実施)	第3期 中間評価結果 (H30実施) ※
18 (内、 国際拠点が3)	11
39 (内、 国際拠点が3)	45
17	
5	21
0	0
79	77

※第3期中間評価時は、国際共同利用・共同研究拠点はなく、全て共同利用・共同研究拠点としての評価結果。

中間評価要項の概要

5. 評価方法

中間評価は各専門委員会において書面、ヒアリング及び合議により実施する。

なお、評価に際しては、分野、規模等、各拠点の特性に配慮する（特に、小規模であることのみをもって低評価とはしない）。また、新型コロナウイルス感染症の影響による共同利用・共同研究活動の中止、縮小及び停滞等については、具体的な状況や代替策の実施による工夫等の状況を含め、評価に当たって考慮する。

①書面評価【右図(2)、(4)】

各専門委員会において、グループ分けされた拠点を対象に、個別に書面評価を行った上で、合議評価を行う。合議評価の際には、各分野の専門家による評価意見を参考とする【右図(3)】

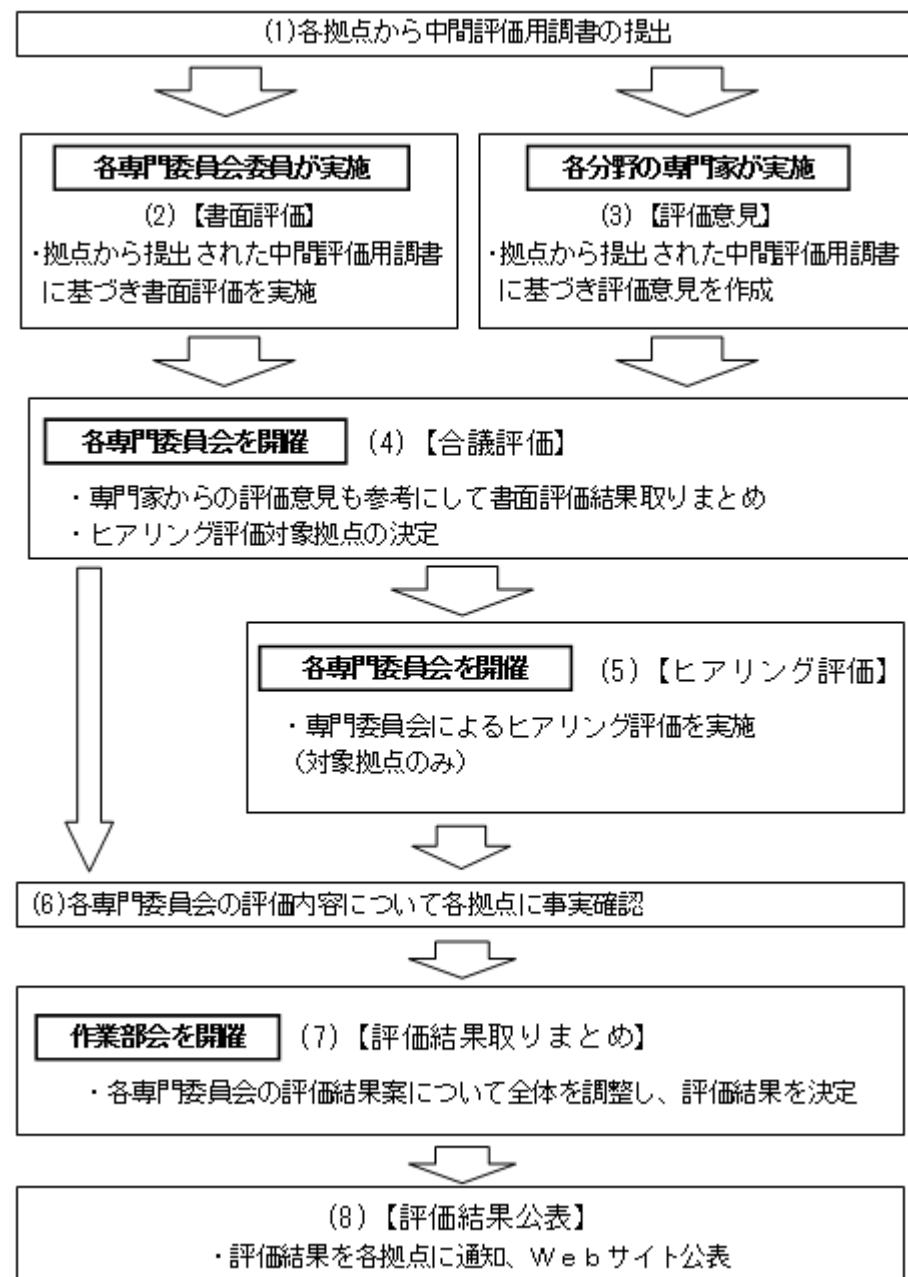
②ヒアリング評価【右図(5)】

各専門委員会において、書面評価の結果を踏まえ、ヒアリングを行った上で、合議評価を行う。ただし、書面評価の結果により、ヒアリングを省略することを可能とする。

③評価の決定【右図(6)、(7)】

各専門委員会で行った評価結果案について、各拠点に対して評価内容の事実確認を行った上で、作業部会において全体調整を行い、合議評価により中間評価結果を決定する。

※ 評価報告書・補足資料の提出と同時に、申請内容のポイントを簡潔に説明した動画（10分以内）の提出を依頼



6. 評価の観点

(1) 共同利用・共同研究拠点

※連携ネットワーク型拠点については、以下の各観点到に係る連携施設による主体的な活動状況等を併せて考慮する。

① 拠点としての適格性

- 研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該拠点の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。（規程第3条第1項第1号関連）
- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を備えているか。（規程第3条第1項第2号関連）
- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、施設、設備、資料及びデータの利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制が整備されているか。（規程第3条第1項第5号関連）

② 拠点としての活動状況

- 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料及びデータ等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供が広く行われているか。（規程第3条第1項第6号関連）
- 関連研究分野への働きかけや大型プロジェクトの企画運営等、多数の関連研究者の参加を促進する取組が行われているか。（規程第3条第1項第7号関連）
- 拠点の運営に当たり、広く外部の意見を取り入れているか、または、取り入れることができる仕組みとなっているか。（規程第3条第1項第3号関連）
- 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加しているか。（規程第3条第1項第7号関連）
- 共同利用・共同研究の課題等の採択に当たり、公平な審査が可能な仕組みが整備されているか。（規程第3条第1項第4号関連）

③ 拠点における研究活動の成果

- 拠点認定時（認定更新時）の申請内容がどの程度達成されているか。
- 共同利用・共同研究を通じて優れた研究成果が生み出されているか。
- 研究活動の成果が地域社会や広く国際社会に対しても貢献できているか。

④ 関連研究分野及び関連研究者コミュニティの発展への貢献

- 関連研究分野や関連研究者コミュニティの発展に貢献できているか。

⑤ 審査（期末）評価結果又は認定に伴う留意事項のフォローアップ状況

- 期末評価結果又は認定に伴う留意事項で示した改善点等にどのように対応しているか。

⑥ 各国立大学の強み・特色としての機能強化への貢献

- 国際化へどのように貢献しているか（国際化へ向けた体制の強化や国際公募の状況等）。
- 若手・女性・海外研究者の人材育成及び博士課程学生の教育にどのように貢献しているか。
- 企業との連携等によるイノベーションの創出にどのように貢献しているのか。
- 地域の中核拠点として社会・地域の活性化等にどのように貢献しているのか。
- 年俸制やクロスアポイントメント制度の導入等により人材の流動化にどのように貢献しているか。

⑦ 拠点としての今後の方向性

- 国立大学改革が進む中、第4期において、当該分野の拠点としてどのようなミッションを持ち、拠点の強みを活かしつつ当該分野をどのように発展させ、また、当該国立大学の機能強化にどのように貢献していくのか。

<第4期の認定中に組織再編を行った拠点が対象>

⑧ 組織再編に伴う拠点活動の状況

- 届け出がなされた拠点の組織整備の状況や拠点活動について、どのような成果が認められるか（認められつつあるか）。

⑨ 研究活動の不正行為並びに研究費の不正使用等に係る事前防止、事後処理及び再発防止への対応状況

- 第3期における、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等のコンプライアンスへの対応に当たって、事前防止（倫理教育の実施状況を含む必要な体制整備の状況等）、事後処理（課題が発生した場合の対応状況等）及び適切な再発防止策の策定への対応が適切に対応されていたか、また、十分な体制整備等が図られているか。

中間評価要項の概要

6. 評価の観点

※ 黄色は国際拠点固有の観点

(2) 国際共同利用・共同研究拠点

① 拠点としての適格性

- 研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該拠点の目的たる研究の分野における**国際的に**中核的な研究施設であると認められるか。(規程第3条第2項第1号関連)
- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を備えており、**これらが国際的な水準に照らし、質の高いものであると認められるか。**(規程第3条第2項第2号関連)
- 共同利用・共同研究に参加する国内外の関連研究者に対し、施設、設備、資料及びデータの利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制が整備されているか。(規程第3条第2項第5号関連)

② 拠点としての活動状況

- **国内外の**関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料及びデータ等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供が広く行われているか。(規程第3条第2項第6号関連)
- 関連研究分野への働きかけや大型プロジェクトの企画運営等、**国内外の**多数の関連研究者の参加を促進する取組が行われているか。(規程第3条第2項第7号関連)
- 拠点の運営に当たり、広く外部の意見を取り入れているか、又は、取り入れることができる仕組みとなっているか。**さらに、申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するため必要な体制が整備されているか。**(規程第3条第2項第3号及び4号関連)
- 共同利用・共同研究に**国内外から**多数の関連研究者が参加しているか。(規程第3条第2項第7号関連)
- **将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか。**(規程第3条第2項第10号関連)
- 共同利用・共同研究の課題等の採択に当たり、公平な審査が可能な仕組みが整備されているか。(規程第3条第2項第4号関連)

③ 拠点における研究活動の成果

- 拠点認定時(認定更新時)の申請内容がどの程度達成されているか。
- 共同利用・共同研究を通じて優れた研究成果が生み出されているか。
- 研究活動の成果が地域社会や広く国際社会に対しても貢献できているか。

④ 関連研究分野及び関連研究者コミュニティの発展への貢献

- 関連研究分野や関連研究者コミュニティの発展に貢献できているか。

⑤ 認定に伴う留意事項のフォローアップ状況

- 期末評価又は認定に伴う留意事項で示した改善点等にどのように対応しているか。

⑥ 各国立大学の強み・特色としての機能強化への貢献

- 国際化へどのように貢献しているのか(国際化へ向けた体制の強化や国際公募の状況等)。
- 若手・女性・海外研究者の人材育成及び博士課程学生の教育にどのように貢献しているのか。
- 企業との連携等によるイノベーションの創出にどのように貢献しているのか。
- 地域の中核拠点として社会・地域の活性化等にどのように貢献しているのか。
- 年俸制やクロスアポイントメント制度の導入等により人材の流動化にどのように貢献しているのか。

⑦ 拠点としての今後の方向性

- 国立大学改革が進む中、第4期において、当該分野の拠点としてどのようなミッションを持ち、拠点の強みを活かしつつ当該分野をどのように発展させ、また、各国立大学の機能強化にどのように貢献していくのか。

<第4期の認定中に組織再編を行った拠点が対象>

⑧ 組織再編に伴う拠点活動の状況

- 届け出がなされた拠点の組織整備の状況や拠点活動について、どのような成果が認められるか(認められつつあるか)。

⑨ 研究活動の不正行為並びに研究費の不正使用等に係る事前防止、事後処理及び再発防止への対応状況

- 第3期における、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等のコンプライアンスへの対応に当たって、事前防止(倫理教育の実施状況を含む必要な体制整備の状況等)、事後処理(課題が発生した場合の対応状況等)及び適切な再発防止策の策定への対応が適切に対応されていたか、また、十分な体制整備等が図られているか。

7. その他

(1) 中間評価結果の反映・活用

中間評価結果に基づいて、各拠点の活動について適切な助言を行うとともに、第4期における認定や財政的な支援を行うため活用する。

(2) 評価の公開等

- ① 中間評価の過程は、評価の適正な実施の観点から非公開とし、関係の会議資料等についても非公開とする。
- ② 中間評価結果については、総合評価及び観点毎の評価について各拠点に通知するとともに、一般に公開する。
- ③ 評価委員及び5. ①の各分野の専門家の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

(3) 利害関係者の排除

評価委員が、自身又は拠点の構成員との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないものとする。

- ① 評価委員自身が当該拠点に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）、又は過去3年以内に在職していた場合
- ② 評価委員の関係者（学部、研究科及び附置研究所等の同一組織の者、親族関係又はそれと同等の親密な個人的関係、密接な師弟関係等）が拠点の中心的な構成員となっている場合
- ③ その他評価委員が中立・公正に評価を行うことが困難と判断する事由がある場合

(4) 秘密保持

- ① 評価委員は、評価の過程で知ることのできた情報について外部に漏らしてはならない。
- ② 評価委員は、委員として取得した情報（調書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとする。

(5) その他

- ① 評価委員は、評価に関して不公正な働きかけがあった場合は、速やかに文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課に報告することとする。

新規認定要項の概要

新規認定要項の概要

国立大学における拠点及び国際拠点について、令和7年度からの新たな認定に当たっては、この要項に基づき、専門的見地を加味して審議を行い、認定候補拠点を決定するものとする。

1. 制度の趣旨

我が国の学術研究の発展には、大学が有する大型・最新の研究設備や大量の学術資料・データ等を、個々の大学の枠を越えて全国の研究者が共同で利用し共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムが大きく貢献してきた。従来、共同利用・共同研究は、国立大学の全国共同利用型の附置研究所等を中心に推進されてきたが、学術研究の更なる発展のためには、国公立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用し、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要である。

このため、文部科学省では、平成20年7月に学校教育法施行規則を改正し、国公立大学を通じたシステムとして、文部科学大臣による拠点の認定制度を設けた。本制度の展開により、これまで広範な研究分野にわたり拠点が形成されるなど、我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の進展に大きく貢献してきた。

また、平成30年度からは、国際的にも有効かつ質の高い研究資源等を最大限活用している拠点を、「国際拠点」として認定している。

今後は、各拠点等が研究分野の中核として強み・特色を活かしつつ当該分野を更に発展させるとともに、拠点等が置かれる各大学の機能強化の実現に向けてこれまで以上に重要な役割を果たすこと、また、国際的な頭脳循環のハブ・人材育成拠点としての役割を果たすこと、更には、拠点ネットワークの形成により異分野融合や新たな学問領域の創成の取組を促進するなど、大学の枠を越え時代の新しい要請に柔軟に対応することが期待される。

新規認定要項の概要

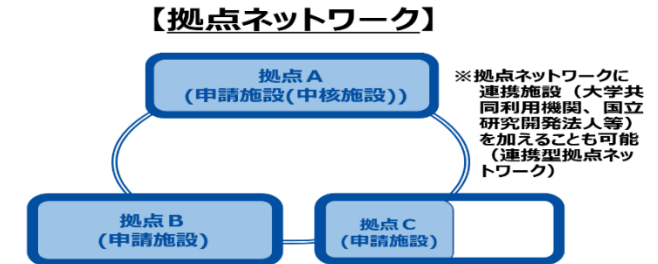
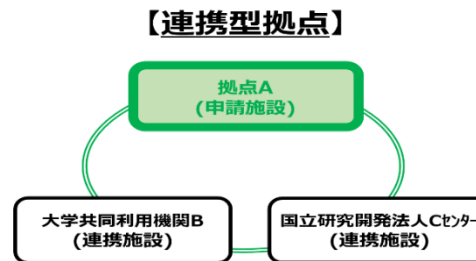
2. 認定の対象

国立大学に附置される研究施設のうち、学術研究の発展に特に資するものを対象とし、申請施設は、共共拠点のみの認定に加え、国際拠点の認定まで希望するかを申請時に選択する。

拠点等の新規認定に係る留意事項及び認定の類型は次のとおり。

- 認定は、研究施設の全部を対象とするほか、その一部を対象とすることも可能とするが、大学の基本的な組織として学則その他これに準ずるものに記載されたものに限る
- 認定の類型は、「単独型」、「連携型」及び「拠点ネットワーク」の3類型とする。
- 連携型拠点は、大学に附置される研究施設とは設置形態の異なる研究組織（大学共同利用機関、国立研究開発法人、民間研究機関等）が「連携施設」として拠点の研究ネットワークに参画し、拠点活動を主体的に行うことで、多様な研究機関とのネットワークによる相乗効果を発揮し、拠点としての機能が強化されることが見込まれるものを認定の対象とする。
- 拠点ネットワークは、単独型としての認定の基準を満たす複数の研究施設が研究ネットワークを形成し、共通の課題等に関する共同利用・共同研究を一体的に推進することで、拠点としての機能が強化されることが見込まれるものを認定の対象とする。

【参考】拠点の3類型



3. 審議に当たっての基本方針

申請施設が、認定等に関する規程に掲げる「認定の基準」を満たしているかについて確認する。申請施設が国際拠点の認定を希望した時に、拠点の認定水準を満たすものの、国際拠点の認定水準には合致しないと専門的見地において判断された場合は、拠点の認定候補として決定するものである。

なお、すでに拠点の認定を受けている研究施設が、国際拠点の認定を希望する場合には、同時に実施する中間評価の結果も踏まえつつ、国際拠点の認定候補を決定することとする。

国立大学における共同利用・共同研究拠点等の新規認定について

令和7年度からの文部科学大臣認定

○文部科学省HPにおいて公表（令和6年10月31日決定）

「令和7年度からの共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定について（国立大学）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/kyoten/1409443_00010.htm

申請数

共同利用・共同研究拠点：9 拠点

国際共同利用・共同研究拠点：10 拠点

科学技術・学術審議会
 における審議結果

共同利用・共同研究拠点 新規認定：0 拠点

国際共同利用・共同研究拠点 新規認定：2 拠点

- 京都大学 基礎物理学研究所
- 名古屋大学 宇宙地球環境研究所

※拠点数は（R4～）78拠点 →（R7～）78拠点

国際共同利用・共同研究拠点の概要等について

大学等名 (研究施設名)	国際共同利用・ 共同研究拠点名	研究施設の 長の氏名	研究分野	認定期間	共同利用・共同研究拠点の概要
京都大学 (基礎物理学研究所)	理論物理学 国際研究拠点	青木 慎也	理論物理学	令和7年 4月1日 ～ 令和10年 3月31日	世界第一線で活躍する国内外の研究者が協働して先端的国際共同研究を推進するグローバルハブを構成し、優れた研究成果によって世界の基礎物理学を牽引する。同時に、拠点の活動を通じて理論物理学の次世代のリーダーとなる若手研究者を育成する。研究動向の把握や資金面での国際連携を強化しながら、理論物理学の全分野および量子情報を網羅する国内唯一の研究施設である優位性を生かし、ダイバーシティに配慮した拠点運営と異分野融合研究によって世界に先駆けた成果の創出や新分野の開拓を目指す。 学内外の研究者からなる共同利用運営委員会のもと、研究課題をコミュニティに広く公募し、外国人研究者の意見も取り入れて研究計画を決定する。国内外の第一線の研究者が本拠点に滞在する国際滞在型プログラムを重点計画とする他、国内の理論物理学を牽引してきた基盤的研究会の国際化を推し進める。また国内外の若手研究者に世界水準の講義や共同研究に参加する機会を提供して人材を育成し、将来に向けた国際ネットワークの構築を進める。国内の理論物理学コミュニティの多様なニーズに応じて計算機資源、滞在環境、支援機能を提供し国内の研究力向上にも引き続き貢献する。
名古屋大学 (宇宙地球環境研究所)	宇宙地球環境 研究拠点	塩川 和夫	数物系科学 (地球惑星 科学、物理学、 天文学)、 複合新領域 (環境学)	令和7年 4月1日 ～ 令和10年 3月31日	本拠点は、地球・太陽・宇宙を一つのシステムとしてとらえ、そこに生起する多様で複雑な現象のメカニズムや相互関係の解明を通して、地球環境問題の解決と宇宙にひろがる人類社会の発展に貢献することを目的としている。宇宙科学と地球科学を結びつける唯一の共同利用・共同研究拠点として、国際的な宇宙地球環境研究のハブとしての役割を果たし、関連するコミュニティと協力して国際共同研究を展開する。本拠点の活動を通して、特に、(1)国際学術会議傘下の組織と連携した国際プログラムの企画・推進の主導、(2)国内外の研究者コミュニティによる国際共同利用・共同研究の活性化、(3)国際共同研究を通じた若手人材育成、(4)宇宙科学と地球科学を結びつける本拠点の特長を生かした国際的な融合研究の推進、及び、(5)未解明事象のさらなる探求と社会的ブレークスルーの実現、が期待される。

4. 審議方法等

(1) 書面審議

各専門委員会において、申請施設の選択に基づいて各専門委員会にグループ分けされた申請施設を対象として、次のとおり書面審議を行う。

- ① 書面審議は、各委員が「審議に当たっての主な観点」に基づいて個別に書面審議を行った上で、合議による審議を行い、ヒアリング審議を行う申請施設を決定する。
- ② 合議による審議の際には、各分野の専門家による評価意見を参考とする。
- ③ 委員は、次の区分により審議を行う。

(2) ヒアリング審議

ヒアリング審議を行うこととされた申請施設を対象として、各専門委員会において、書面審議の結果を踏まえ、ヒアリングを行った上で、合議による審議を行い、審議結果案を決定する。なお、委員は、次の区分により審議を行う。

○区分 ※書面審議とヒアリング審議で共通

(国際共共拠点) ※国際共共拠点の認定を希望する研究施設にのみ使用。

- ・国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が特に期待できる。
- ・国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。
- ・国際共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分（不明確）な点がある。
- ・共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できない。

(共共拠点)

- ・共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が特に期待できる。
- ・共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性が期待できる。
- ・共同利用・共同研究拠点としての活動や発展性を期待するにはやや不十分（不明確）な点がある。
- ・共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程第3条に定める認定の基準を満たしていない。

(3) 認定候補拠点の決定

各専門委員会で行った審議結果案について、作業部会において全体調整を行い、合議による審議を行い、認定候補拠点を決定する。

5. 審議に当たっての主な観点①

(1) 共同利用・共同研究拠点

※連携ネットワーク型拠点については、以下の各観点に係る連携施設による主体的な活動状況等を併せて考慮する。

① 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているか。 (規定第2条第1項第1号関連)

- 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が明確に位置付けられているか。
- 申請施設が、研究室など極端に細分化された単位ではないか。
- ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設がこれらの観点を満たしているか。

② 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。 (規程第3条第1項第1号、第4項2号及び3号関連)

- 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。
 - ・申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績
 - ・競争的資金の採択状況
 - ・卓越した研究者やリーダーの存在・大型プロジェクトの発案、運営、ネットワーク構築等の取組状況
 - ・申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、上記のような点を総合的に考慮して中核的な研究施設であると認められるか。また、拠点ネットワーク全体として中核的な研究施設であると認められるか。
- ネットワーク型拠点の場合、複数の研究施設による研究ネットワークの形成を通じた共通の課題等に関する共同利用・共同研究を一体に推進することで、それぞれの研究施設の拠点としての機能が強化されることが見込まれるか。
- 異なる分野の研究を目的とする複数の研究施設により構成されるネットワーク型拠点の場合、ネットワーク共通課題に関する共同利用・共同研究の推進に当たり、当該異なる分野の知識の融合が図られ、それぞれの研究施設の拠点としての機能が強化されることが見込まれるか。
 - ・当該分野における各拠点の特徴
 - ・当該分野における拠点毎の役割分担及び連携体制
 - ・当該分野における拠点分散の必要性及び地域性
 - ・各拠点における研究者の集積の見込み
 - ・各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等

③ 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を備えているか。(規程第3条第1項第2号関連)

- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を保有しているか。
- 上記の施設、設備、資料及びデータ等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか(利用者数、利用数、アクセス数 等)。

④ 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、この委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であるか。(規程第3条第1項第3号関連)

イ 当該申請施設を置く大学の職員

ロ 関連研究者

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

- 申請施設を置く大学の職員が2分の1以下であり、かつ、研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか(例えば、当該大学内の委員が多すぎるなど、全国の関連研究者の意向を反映させにくい構成となっていないか)。
- 審議事項等から見て、拠点における運営委員会の位置付け・役割は適切か。
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワーク全体として拠点機能を発揮できる構成となっているか(例えば、拠点間のコーディネート機能が適切に構築されているかなど)。

⑤ 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。 (規程第3条第1項第4号関連)

- 関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者が2分の1以上であり、かつ、研究者コミュニティの意向や国内外の研究分野の動向等を適切に反映できる人数・構成となっているか。
- 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が具体的に構想されているか。

5. 審議に当たっての主な観点②

⑥ 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。(規程第3条第1項第5号、第4項第1号関連)

- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が配置されているか。
- 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。
- 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
- その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等、参加する関連研究者の利便性向上等の環境整備等が適切に行われているか。
- 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が継続的に得られる見込みがあるか。
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークにおいて中核的な役割を担う研究施設（中核施設）が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。

⑦ 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。(規程第3条第1項第6号関連)

- 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、学会誌での情報提供等により、広く情報提供を行う具体的な方策が定まっているか。
 - ・共同利用・共同研究への参加方法（課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等）
 - ・共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況
 - ・申請施設における研究の成果
 - ・その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容等
- ネットワーク型拠点の場合、例えば、参加窓口のワンストップ化や関連コミュニティから広く参加しやすいような情報の提供等が行われているか。

⑧ 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれるか。また、多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。(規程第3条第1項第7号及び8号関連)

- これまでの共同利用・共同研究の実績（共同研究者数）はどの程度か。
- 対象となる研究者コミュニティが明確にされており、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。また、当該拠点と研究者コミュニティが円滑かつ良好な関係を構築できているか。
- 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、多数の関連研究者の参加が見込まれるか。
- 構想される共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものとなっているか。
- 多数の関連研究者の参加を促進する取組が行われているか（例えば、「共用」を含む研究設備の有効活用を図るための取組など）。

⑨ 各国立大学の特色・強みとしての国立大学の機能強化への貢献

- 国際化へどのように貢献していくのか（国際化へ向けた体制の強化や国際公募の状況等）。
- 若手・女性・海外研究者の人材育成及び博士課程学生の教育にどのように貢献していくのか。
- 企業等との連携等によるイノベーションの創出にどのように貢献していくのか。
- 地域の中核拠点として社会・地域の活性化等にどのように貢献していくのか。
- 年俸制やクロスアポイントメント制度の導入等により人材の流動化にどのように貢献していくのか。
- 大学として拠点をどのように位置付け、今後どのように評価し、発展させていくのか。

⑩ 研究活動の不正行為並びに研究費の不正使用等に係る事前防止、事後処理及び再発防止への対応状況

- 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等のコンプライアンスへの対応に当たって、これまでの事前防止（倫理教育の実施状況を含む必要な体制整備の状況等）、事後処理（課題が発生した場合の対応状況等）及び適切な再発防止策の策定への対応が適切に対応されていたか、また、十分な体制整備等が図られているか。

⑪ 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。(規程第3条第1項第4号関連)

- 関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者が2分の1以上であり、かつ、研究者コミュニティの意向や国内外の研究分野の動向等を適切に反映できる人数・構成となっているか。
- 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が具体的に構想されているか。

新規認定要項の概要

5. 審議に当たっての主な観点③

※ 黄色は国際拠点固有の観点

(2) 国際共同利用・共同研究拠点

① 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているか。 (規程第2条第1項第1号関連)

- 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が明確に位置付けられているか。
- 申請施設が、研究室など極端に細分化された単位ではないか。
- ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設がこれらの観点を満たしているか。

② 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における国際的に中核的な研究施設であると認められるか。(規程第3条第2項第1号、第4項2号及び3号関連)

- 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における国際的に中核的な研究施設であると認められるか。
 - ・申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績
 - ・競争的資金の採択状況
 - ・卓越した研究者やリーダーの存在
 - ・大型プロジェクトの発案、運営、ネットワーク構築等の取組状況
 - ・申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等)
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、上記のような点を総合的に考慮して国際的に中核的な研究施設であると認められるか。また、拠点ネットワーク全体として国際的に中核的な研究施設であると認められるか(例えば、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、少数のコミュニティのみが利用する小規模の研究施設のみで構成されていないかなど)。
- ネットワーク型拠点の場合、複数の研究施設による研究ネットワークの形成を通じた共通の課題等(以下「ネットワーク共通課題」という。)に関する国際的な共同利用・共同研究を一体に推進することで、それぞれの研究施設の拠点としての機能強化が見込まれるか。
- 異なる分野の研究を目的とする複数の研究施設により構成されるネットワーク型拠点の場合、ネットワーク共通課題に関する国際的な共同利用・共同研究の推進に当たり、当該異なる分野の知識の融合が図られ、それぞれの研究施設の拠点としての機能強化が見込まれるか。

- 同一分野に複数の拠点が想定される場合、以下の点に留意し、それぞれの申請施設が国際的に中核的な研究施設であると認められるか。
 - ・当該分野における各拠点の特徴
 - ・当該分野における拠点毎の役割分担及び連携体制
 - ・当該分野における拠点分散の必要性及び地域性
 - ・各拠点における研究者の集積の見込み
 - ・各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等

③ 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものであるか。(規程第3条第2項第2号関連)

- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を保有しているか。
- 上記の施設、設備、資料及びデータ等の仕様、稼働状況、利用状況等に鑑み、当該研究分野における国際的な水準に照らし、質の高いものであるか。
- 上記の施設、設備、資料及びデータ等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか(利用者数、利用数、アクセス数等)。うち海外の研究機関に在籍する研究者(以下「海外研究者」という。)にどの程度利用されているか。

④ 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であるか。(規程第3条第2項第3号関連)

イ 当該申請施設を置く大学の職員

ロ 関連研究者

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

- 申請施設を置く大学の職員が2分の1以下であり、かつ、研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか(例えば、当該大学内の委員が多すぎるなど、世界中の関連研究者の意向を反映させにくい構成となっていないか)。
- 審議事項等から見て、拠点における運営委員会の位置付け・役割は適切か。
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワーク全体として拠点機能を発揮できる構成となっているか(例えば、拠点間のコーディネート機能が適切に構築されているかなど)

新規認定要項の概要

5. 審議に当たっての主な観点④

※ 黄色は国際拠点固有の観点

⑤ 当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備しているか。(規程第3条第2項第4号関連)

- 申請施設の実情を踏まえ、例えば、海外研究者をアドバイザーや外部評価委員、運営委員会等の委員に任命するなど、当該研究分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制が整備されているか。

⑥ 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。(規程第3条第2項第5号関連)

- 関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者が2分の1以上であり、かつ、研究者コミュニティの意向や国内外の研究分野の動向等を適切に反映できる人数・構成となっているか。
- 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が具体的に構想されているか。
- 国際公募を行っているか。課題等の採択に当たり、国内の関連研究者と海外研究者との間の適切なバランスに配慮しているか。

⑦ 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。(規程第3条第2項第6号、第4項第1号関連)

- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員(教員、技術職員、事務職員等)が配置されているか。外国人研究者のため、英語による職務遂行が可能な職員等が配置されているか。
- 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。
- 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。○ その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等、参加する関連研究者の利便性向上等の環境整備等が適切に行われているか。○ 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援(予算・人員の配分等)が継続的に得られる見込みがあるか。
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークにおいて中核的な役割を担う研究施設(中核施設)が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。

⑧ 国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。(規程第3条第2項第7号関連)

- 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、学会誌での情報提供等により、国内外の研究者へ広く情報提供を行う具体的方策が定まっているか。
 - ・共同利用・共同研究への参加の方法(課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等)
 - ・共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況・申請施設における研究の成果
 - ・その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容等
- ネットワーク型拠点の場合、例えば、参加窓口のワンストップ化や関連コミュニティから広く参加しやすいような情報の提供等が行われているか。

⑨ 共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれるか。また、国内外の多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。(規程第3条第2項第8号及び9号関連)

- これまでの共同利用・共同研究の実績(共同研究者数うち海外研究者数)はどの程度か。
- 対象となる研究者コミュニティが明確にされており、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。また、当該拠点と研究者コミュニティが円滑かつ良好な関係を構築できているか。
- 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、国内外から多数の関連研究者の参加が見込まれるか。○ 構想されている共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものとなっているか。
- 国内外から多数の関連研究者の参加を促進する取組が行われているか(例えば、「共用」を含む研究設備の有効活用を図るための取組など)。

5. 審議に当たっての主な観点⑤

※ 黄色は国際拠点固有の観点

⑩ 将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか。(規程第3条第2項第10号関連)

- 若手研究者の自立支援や登用を進め、研究に取り組みやすい環境を整備しているか。○ 国際的な研究ネットワークのアクとなる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか。○ 国内外の大学院生を申請施設で受入れ、共同利用・共同研究に参加させるなど大学院生の教育に積極的に関与しているか。
- 若手研究者の育成の取組に対し、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が継続的に得られる見込みがあるか。

⑪ 各国立大学の特色・強みとしての国立大学の機能強化への貢献

- 若手・女性・海外研究者の人材育成及び博士課程学生の教育にどのように貢献していくのか。
- 企業等との連携等によるイノベーションの創出にどのように貢献していくのか。
- 地域の中核拠点として社会・地域の活性化等にどのように貢献していくのか。
- 年俸制やクロスアポイントメント制度の導入等により人材の流動化にどのように貢献していくのか。
- 大学として拠点をどのように位置付け、今後どのように評価し、発展させていくのか。

⑫ 研究活動の不正行為並びに研究費の不正使用等に係る事前防止、事後処理及び再発防止への対応状況

- 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等のコンプライアンスへの対応に当たって、これまでの事前防止（倫理教育の実施状況を含む必要な体制整備の状況等）、事後処理（課題が発生した場合の対応状況等）及び適切な再発防止策の策定への対応が適切に対応されていたか、また、十分な体制整備等が図られているか。

⑬ 以上のような観点を総合的に考慮して、当該分野における国際的に中核的な拠点として認められるか。(学校教育法施行規則第143条の3第2項関連)

- 拠点の形成により、当該学問分野の発展にどのように寄与するか。
- 内外の研究動向や国の学術研究全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、国際的な拠点形成の必要性があるか。

6. その他

(1) 利害関係者の排除

専門委員及び作業部会の委員（以下「評価委員」という。）が、自身又は拠点の構成員との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないものとする。

- ① 評価委員自身が申請施設に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）、又は過去3年以内に在職していた場合
- ② 評価委員の関係者（学部、研究科及び附置研究所等の同一組織の者、親族関係又はそれと同等の親密な個人的関係、密接な師弟関係等）が申請施設の中核的な構成員となっている場合
- ③ その他、評価委員が中立・公正に審議を行うことが困難と判断する事由がある場合

(2) 機密保持

- ① 評価委員は、審議の過程で知ることのできた情報について外部に漏らしてはならない。
- ② 評価委員は、委員として取得した情報(申請書類等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとする。

(3) 開示・公開等

- ① 審議の過程は、審議の円滑な遂行の観点から非公開とし、審議に用いる会議資料等についても非公開とする。
- ② 審議結果については、拠点認定後、一般に公開する。
- ③ 拠点として認定されなかった申請施設に対しては、その理由を開示するものとする。
- ④ 評価委員及び4.(1)②の各分野の専門家の氏名等は、拠点認定後、一般に公開する。

(4) その他

- ① 評価委員は、審議に関して不公正な働きかけがあった場合は、速やかに文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課に報告することとする。

令和6年度中間評価・新規認定 スケジュール実績

11～12月

【作業部会】認定規程の改正・要項の決定〔11月22日〕

新規認定要項・中間評価要項の発出〔12月8日〕

2月

調書の提出期限〔2月22日〕

3～4月

【6専門委】委員による書面評価〔3月26日～4月23日〕

【文科省】書面評価結果の取りまとめ

5～6月

【6専門委】書面評価結果に基づく合議評価、ヒアリング対象決定等〔5月13日～27日〕

【拠点、申請 施設】ヒアリング資料の準備等〔5月22日～6月3日〕

【6専門委】ヒアリング評価、評価結果案の決定、認定候補拠点の決定等〔6月10日～24日〕

各専門委の
評価結果案を、部会で全
体調整

【作業部会】合議〔7月4日〕

【文科省】評価コメント等の取りまとめ

7月～

【拠点等】事実誤認等の確認〔10月4日～10日〕

中間評価結果

通知

【作業部会】評価結果確定

10月

通知

拠点認定

評価結果の公表

令和7年1月20日開催
研究環境基盤部会（第120回）
配布資料2 抜粋

共同利用・共同研究拠点の評価の改善等の今後の方向性について(委員等からの意見)

科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会
共同利用・共同研究拠点等に関する作業部会

国立大学の共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の第4期中期目標期間における中間評価及び令和7年度からの新規認定を踏まえ、第4期中期目標期間における期末評価に向けて、委員及び拠点の評価負担の更なる軽減及び一層の評価の充実・改善を図る観点で、委員及び評価意見書作成者から出た意見は下記のとおり。

1. 国際共同利用・共同研究拠点の認定について

- 予算面も踏まえ、国際共同利用・共同研究拠点の定義、レベルやハードルを要綱などで明確に定め、認定の方針をまとめた方が良い。
- 限られた予算でやるためには、何らかの共有のコンセプトを考えておいてやったほうが良いと思う。今までもあまり間違っていないと思うが、結局いろいろなすばらしい施設を持っているかどうかとか、すばらしい場があるかどうか、すばらしい先生がいるかという形で評価してきており、それをどういうふうにまとめていくかということが今後重要じゃないかと思う。
- 定めた定義やハードルについては、事前に大学、評価委員、評価意見書作成者に示した方が良い。
- 外部評価をされる先生方にも、国際共同利用・共同研究拠点というのはこういう枠で、例えばこれまでの既存の拠点と同じぐらいの実績が必要であるといったことが分かるようにした方が親切。

2. 第4期中期目標期間から認定されている拠点に対する評価について

- 新規認定拠点の中間評価の基準について、期末に向けた提言としてある程度厳しくやっても良い。また、その際には他のベテランの拠点と同列に評価したことを公表することが必要。
- 新規認定拠点は認定1年半後に中間評価となるが、他のベテランの拠点と同列で

相対的に評価するのではなく、別枠で評価したり、S/A/B の評価ではなく続行可/不可の評価にしたりするなど別の枠組みを作った方が良い。

3. 評価基準や調書等について

- S/A/B のパーセンテージを決めているが、評価の際に振り回されてしまうので他の良い方法がないか。
- あまりに過重な審査の回数は軽減してほしい。
- 総合評価は相対的に、個別評価は絶対的な評価であることをよりしっかりアナウンスしてほしい。総合評価の材料として、分野別に共同利用件数や論文数など、また、新たな調査ではなく、研究者一人あたりの数などを用意した表に数値を入れてもらうような様式を提出してもらったらどうか。その場合、相対的に研究所を比較しやすくなると思う。また、個別評価に関しては、自己評価と理由を付けてもらってはどうか。自己評価の内容は、委員が評価に使っている観点と同じものにしてはどうかと思う。
- 全体の評価体制の構造が見えていないが、重層的な評価を行っているものについては、新規申請に留め、それ以外は、重層的な判断を行う必要はない。
- 調書を読み込むのに大変時間を要した。100 ページを超すようなものもあるので、50 ページくらいまとまると良い。
- 共同利用・共同研究拠点には、技術系の職員やリエゾンの組織の充実が重要かと思う。この辺りの体制づくりについて、具体的に記載する項目があっても良い。
- 今回の録画を使った形が効率的で良い。

4. 「評価意見書」について

- 送付時期の問題で、自分たちが書面評価を書かずと前に頂いていないとなかなか参考にならないという面はあったが、割とクリティカルに言っているものもあるので、今後はやっぱりある種の参考にすることが必要。
- 今回の中間評価では効率的に活用されていなかったため、もう少し早いタイミングで評価委員に送付する・例えば観点別ではなくして良い点・悪い点だけにするなど様式を簡略化し分量を縮小する工夫が必要。

- 評価委員が付ける評点と同じような評点を付けてもらう様式でも良い。
- その他という欄を設けて自由意見を書いてもらうのも必要。
- 評価意見書を見てしまって、それが評価を引っ張ってしまうのもよくないため、どのように取り入れるかについては検討した方が良い。
- 評価意見書作成者は比較対象となる拠点がなく評価意見書を作成するため、相対的な評点は付けられないため、懸念点の事項を意識した方が良く、懸念点を委員会内でどう活かすかについては検討が必要。
- 様式を簡便化し、応援演説になっていたとしても、我々はその中に書いていないことが何かというのを読み取ればちゃんと参考にすることができる。
- 短所や課題を書きやすいように、「より魅力的な拠点となるためには何か御助言ありませんでしょうか」や「改善点がございませんでしょうか」のように聞き方を工夫した方が良い。
- 委員の書面審査結果を1枚ほどでまとめてあったように、評価意見書も優れた点や不十分な点等をまとめた資料があった方が良い。
- 総合的な評価を記す形式でもよいのではないかと、各観点別に評価コメントを記す必要までではないのではないかと。

5. 中間評価において多くの意見が出た「ダイバーシティ」について

- 方向性としては、若手/女性の参加がどんどん促進される方が良いということが正しく伝わるのが重要。
- 利用者の属性のダイバーシティという観点で、地方/国立/私立/高専といった観点も含めた方が良い。
- 例えば男性の育休によって配偶者に利益が生まれるように、全体の問題であると認識し、取組みとして位置付けている文化が必要。
- 分野によって異なるのは明らかなので、評価においては、前回と比較してどれだけ向上したかを評価する、ということを明確に伝えればよいのではないかと。

- 均一的なガイドラインを作ってしまうと、それこそが多様性を失うことになるのではないかと。
- 評価される側としては基準を求めているということであれば、女性教員の比率や若手教員の採用を「例えば」という形で示しても良い。
- 構成員（特に教員）のジェンダーバランスについての配慮を必ず評価する方がよい。現状で少ないところがダメ、ということではなく、具体的な取り組みを書いていただき、次の評価時に達成度を確認するようにするのが良い。
- ダイバーシティについては、言ってしまうと全ての研究所に指摘があるため、優れた取組や実績があるところについてはコメントしないといけないと思うが、それを基に減点するのは、なかなか全体的に見ると（今のご時世的にも）厳しすぎる。

【参考：評価意見書作成者の意見等】

- この申請書はページ数が多く、申請・作成する側が本当に大変だったと思うので、申請書の簡素化を検討していただくと教員の研究時間をさらに確保できる。
- 共同研究施設・拠点に課するこれらの評価に関わる膨大な量の業務が、研究者や事務職員を疲弊させている現実に真剣に取り組む必要がある。評価項目は現行の10分の1ぐらいで十分で、もっと伸び伸びと共同研究を含む研究や教育に時間と労力を注ぐことのできる環境を科学行政として整備することが重要。
- 各種の統計値や基本指針の経年変化から発展・成長度を評価する際、2年度分のデータでは不十分なので中長期の資料を閲覧したい。
- 今回の評価は共同利用・共同研究拠点としての評価であって、研究所全体の評価ではないことは承知しているが、所の教員・研究者がどれくらいのエフォートを共同利用・共同研究拠点の運営に充てているのかが分かるデータがあるとよい。詳しいデータではなく、たとえば、（共同利用・共同研究には関わらない）所全体の論文発表数等があると、拠点運営の負荷を押し量ることができる。また、調書の子算・決算の表中の「うち、その他」の使途は（新規装置の導入、装置のメンテナンス費、光熱水費など）が分かると、配分された額の使途の妥当性や、共同利用・共同研究の外部ユーザーに配分した額の妥当性が判断できる。